（四十六）	（略）	（略）
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　作業条件の調査
	二　（略）	二　（略）
	三　神経学的検査	三　神経医学的検査
（四十七）	（略）	（略）
（四十八）	（略）	（略）
	一・二　（略）	一・二　（略）
	三　パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査	三　パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査
	四　（略）	四　（略）
（四十九）	メチルイソブチルケトン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（新設）
	一　作業条件の調査	
	二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査	
（五十）	（略）	（略）
	一　（略）	一　（略）
	二　医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査	二　医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
（五十一）・（五十二）	（略）	（略）
	一・二　（略）	一・二　（略）
（五十三）	（略）	（略）
	三　医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査	三　医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査
（五十四）	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務
	一・二　（略）	一・二　（略）
	三　前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	三　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
	一　（略）	一　（略）
	二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査